

# 第 1 工場跡地整備・運営事業

## 入札説明書

令和 5 年 4 月

尼 崎 市

## 目 次

第1章	入札説明書の位置づけ	1
第2章	事業の概要	2
1.	事業名称	2
2.	対象となる公共施設等の種類	2
3.	公共施設等の管理者の名称	2
4.	本事業の目的	2
5.	施設の概要	2
6.	事業方式	2
7.	契約の形態	2
8.	事業期間	3
9.	事業期間終了後の措置	3
10.	事業の対象となる業務範囲（概要）	4
11.	余熱利用計画	5
12.	事業者の収入	5
13.	市が申請を予定している交付金について	5
14.	法令等の遵守	5
第3章	入札の手続等	7
1.	事業者の募集及び選定方法	7
2.	事業者の募集及び選定の手順	7
3.	入札参加者の備えるべき参加資格要件	7
4.	入札の参加に関する手続等	10
5.	落札者の選定	15
第4章	入札に関する条件	16
1.	計画地に関する事項	16
2.	対象施設に関する事項	16
3.	設計・建設業務（事前調査等を含む）に関する提案の条件	16
4.	運營業務に関する提案の条件	16
5.	対価の支払いに関する事項	16
6.	入札参加に関する留意事項	20
第5章	落札者決定後の手続	22
1.	基本協定の締結	22
2.	SPC の設立	22
3.	契約手続における交渉の有無	22
4.	特定事業契約の締結	22
5.	契約保証金	22
6.	落札の取消し	22
7.	契約不適合保証金	23
8.	保険	23
9.	事業者の権利義務に関する事項	24
10.	リスク管理の方針	24
第6章	その他本事業の実施に関し必要な事項	25
1.	議会の議決	25
2.	労働関係法令遵守状況報告書の提出について	25
3.	尼崎市暴力団排除条例に係る誓約書の提出	25
4.	情報提供	25
5.	応募に伴う費用負担	25
6.	入札説明書等に関する問合せ先	25

入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

- 市 : 尼崎市をいう。
- 本事業 : 第1工場跡地整備・運営事業をいう。
- 第3工場跡地整備事業 : 先行して令和4年度～令和6年度に実施している、既存第3工場解体及び跡地での清掃事務所、収集車車庫棟、自己搬入受入ヤード、計量受付棟、計量機棟、倉庫・整備棟、その他外構施設等の整備を行う事業である。
- 整備 : 本施設の設計及び建設（既存施設の解体を含む）をいう。  
なお、焼却施設、リサイクル施設、し尿処理施設の建設及び既存第1工場（廃焼却施設）の解体は、環境省の循環型社会形成推進交付金を受けて実施する計画である。
- 設計 : 事業者が要求水準書及び提案書に基づき行う設計（実施設計）をいう。
- 建設 : 事業者が要求水準書及び提案書、事業者が本事業において作成する実施設計図書等に基づき行う本施設の建設（既存施設の解体を含む）をいう。
- 運営 : 事業者が行う本施設の運営（供用、維持管理、補修等を含む）をいう。
- 提案書 : 要求水準書を基に入札参加者が市へ提出する本施設の整備・運営に関する提案図書をいう。
- 本施設 : 本事業で整備する焼却施設、リサイクル施設、し尿処理施設、その他施設（SPC事務所棟、外構施設等）を総称していう。本事業で第3工場敷地内にある特高受電棟を解体した跡地に整備する外構も含むものとする。ただし、解体跡地に新たな施設を整備することは無く、外構の仕様は他の第3工場敷地内と同等とする。
- 焼却施設 : 現行の循環型社会形成推進交付金制度におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率1/2）として整備するものである。そのため、『エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル（令和3年4月改訂）環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課』より、以下の要件を満たす必要がある。  
・エネルギー回収率22.0%相当以上とすること。  
・施設のエネルギー使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量の基準に適合すること。また、一般廃棄物処理量あたりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めること。ただし、循環型社会形成推進交付金に係る基準とする。  
・施設の長寿命化のための施設保全計画を策定すること。  
・災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること。  
※詳細は上述マニュアルを参照し、適切に実施すること。
- リサイクル施設 : 現行の循環型社会形成推進交付金制度におけるマテリアルリサイクル推進施設として整備するものである。
- し尿処理施設 : 現行の循環型社会形成推進交付金制度における汚泥再生処理センターとして整備するものである。
- その他施設 : 運営事業者（SPC）の事務所や見学者説明室等を含むSPC事務所棟や、外構施設等（構内道路、駐車場・駐輪場、植栽、浄化槽、雨水排水施設等）をいう。
- 清掃事務所 : 尼崎市経済環境局が使用する事務所棟であり、第3工場敷地内施設及び第1工場敷地内施設との管理棟機能を有するものである。第3工場跡地整備事業において整備する施設で、現在クリーンセンター第1工場敷地内にある大高洲庁舎に替わるものである。
- 収集車車庫棟 : 尼崎市経済環境局が使用する収集車車庫をいう。第3工場跡地整備事業において整備する施設で、現在クリーンセンター第1工場敷地内にある収集車車庫に替わるものである。
- 自己搬入受入ヤード : 尼崎市経済環境局が使用する施設で、市民等が直接ごみを搬入する際の受入施設をいう。第3工場跡地整備事業において整備する施設で、現在これに替わる施設はない。
- 計量受付棟(第3工場跡地) : 尼崎市経済環境局が使用する施設で、自己搬入受入ヤードに直接ごみを搬入する市民等に対し、計量員が受付業務を行う施設をいう。自己搬入受入ヤードでの作業に従事する市職員の控室等を含むものである。第3工場跡地整備事業において整備する施設である。
- 計量機棟(第3工場跡地) : 尼崎市経済環境局が使用する施設で、自己搬入受入ヤードにごみを搬入する車両について、進入時及び退出時に計量を行う計量機を設置する場所をいう。第3工場跡地整備事業において整備する施設である。
- 倉庫・整備棟 : 尼崎市経済環境局が使用する施設で、収集業務で使用する備品の保管や、車両整備等を行う施設をいう。第3工場跡地整備事業において整備する施設で、現在クリーンセンター第1工場敷地内にある倉庫や車両整備棟に替わるものである。
- クリーンセンター第3工場 : 「尼崎市大高洲町2番地」（本施設を整備する第1工場敷地の北側道路を挟んだ向かい側）にある旧ごみ焼却施設をいう。（「第3工場」という。）現在は稼働を停止している。同敷地内に、洗濯工場棟、特高受電棟及び関西電力鉄塔がある。特高受電棟及び関西電力鉄塔を除き、第3工場跡地整備事業で解体撤去する予定である。特高受電棟は本事業での解体撤去対象である。
- クリーンセンター第1工場 : 「尼崎市大高洲町8番地」（本施設を整備する敷地）にあるごみ処理施設である。（「第1工場」という。）同敷地内に、し尿処理施設、大高洲庁舎、収集車車庫等がある。
- クリーンセンター第2工場 : 「尼崎市東海岸町」にあるごみ焼却施設である。（「第2工場」という。）隣接した敷地に「資源リサイクルセンター」がある。
- DBO方式 : Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法

	をいう。
SPC	: 選定された入札参加者の構成企業が本事業の運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
事業者	: 市と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。選定された入札参加者の構成企業及びSPCで構成される。
設計企業	: 事業者のうち本施設の設計を行う者をいう。
建設企業	: 事業者のうち本施設の建設を行う者をいう。
運営企業	: 事業者のうち本施設の運営を行う者をいう。
入札参加者	: 本事業の入札に参加する企業若しくは企業グループをいう。
構成企業	: 入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	: 入札参加者を代表する企業をいう。SPCの最大出資者となる。
構成員	: 構成企業のうち、SPCに出資を行う企業をいう。
協力企業	: 構成企業のうち、SPCに出資を行わない企業をいう。
建設JV等	: 市と工事請負契約を締結する、設計企業と建設企業による共同企業体をいう。また、共同企業体を設立せず、焼却施設の建設を担当する建設企業が元請となり、他の企業がその下請けとなる形態を取る場合の、元請企業単体も含むものとする。
基本協定	: 市と落札者が、特定事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続について定めるものをいう。
基本契約	: 事業者が本事業を一括で発注するために、市と事業者で締結する契約をいう。
工事請負契約	: 本事業における整備の実施のために、基本契約に基づき、市と建設JV等が締結する契約をいう。
運営委託契約	: 本事業における運営の実施のために、基本契約に基づき、市とSPCが締結する契約をいう。
特定事業契約	: 基本契約、工事請負契約及び運営委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
モニタリング	: 事業者が実施する整備及び運営の実施状況についての市及びモニタリング支援業務委託事業者が行う監理（モニタリング）をいう。（建築士法に定められる「工事監理」は含まないものとする。）
工事監理	: 本事業において事業者が作成する実施設計図書と工事とを照合し、実施設計図書のとおりにより工事が実施されているかいないかを確認することをいい、建築士法で定められる「工事監理」をいう。本事業では事業者の所掌とする。 なお、工事監理の対象範囲は建築設備工事、外構工事等を含めた、事業者が行う建築関連の全ての工事とする。
PFI法	: 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）。
廃棄物処理法	: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）。
選定委員会	: 尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会をいう。
施設整備費	: 本施設の整備に係る対価をいう。
委託料	: 事業者が実施する本施設の運営業務に係る対価をいう。

## 第1章 入札説明書の位置づけ

本入札説明書（以下、「本書」という。）は、市が本事業を実施する事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者に配布するものである。

なお、本書に併せて配付する次に示す資料及びその他これらに付属又は関連する資料（以下、「入札説明書等」という。）も本書と一体の資料とする。

また、入札説明書等と先に市が公表した「実施方針」及び「実施方針への質問・意見に対する回答」、「要求水準書（案）」、「要求水準書（案）への質問・意見に対する回答」との間に異なる点がある場合には、入札説明書等の規定が優先するものとする。

- ・ 要求水準書
- ・ 落札者決定基準
- ・ 様式集
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 基本仮契約書（案）
- ・ 工事請負仮契約書（案）
- ・ 運営委託仮契約書（案）

## 第2章 事業の概要

### 1. 事業名称

第1工場跡地整備・運営事業

### 2. 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

### 3. 公共施設等の管理者の名称

尼崎市長 松本 眞

### 4. 本事業の目的

本事業は、民間事業者のノウハウを活用することにより、本施設の効率的な整備を行い、市の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的とする。また、地球環境に負荷の少ない循環型社会・低炭素社会の構築に向け、省エネルギー化や再生エネルギーの有効活用により温室効果ガスの発生抑制を図ることを目的とする。

なお、焼却施設、リサイクル施設、し尿処理施設の建設及び既存第1工場（廃焼却施設）の解体は、環境省の循環型社会形成推進交付金を受けて実施する計画であることから、交付要件を満たすように整備を行うこと。

### 5. 施設の概要

#### (1) 新設する施設

建設場所 : 兵庫県尼崎市大高洲町8番地  
敷地面積 : 24,981.436㎡（クリーンセンター第1工場側）  
焼却施設 : 447t/24h以下（149t/24h以下×3炉）  
リサイクル施設 : 55t/5h  
し尿処理施設 : 19kL/日  
その他施設 : SPC事務所棟及び外構施設等

#### (2) 解体する施設

事業場所 : 兵庫県尼崎市大高洲町8番地  
焼却施設 : 第1工場 第1機械炉（稼働停止）、第1工場 第2機械炉  
し尿処理施設 : し尿受入施設、陸上処理施設、圧送施設  
特高受電棟（第3工場敷地内）  
庁舎等 : 大高洲庁舎・整備工場棟、収集車車庫

### 6. 事業方式

本事業は、PFI法に準じて実施する事業であり、事業者が、市の所有となる本施設について整備、運営を一括して受託するDBO方式とする。

### 7. 契約の形態

- (1) 落札者決定後、市と落札者は、基本協定を締結する。
- (2) SPC設立後、市と事業者は、本事業に係る基本契約を締結する。
- (3) 基本契約に基づいて、市は、建設JV等と本事業に係る工事請負契約を締結する。
- (4) 基本契約に基づいて、市は、SPCと運営委託契約を締結する。
- (5) 基本契約、工事請負契約、運営委託契約の3つの契約をまとめて特定事業契約といい、その各々についての締結主体を「別紙2 事業スキーム図」に示す。

## 8. 事業期間

### (1) 整備期間

令和 6 年 7 月上旬～令和 14 年 3 月 31 日（約 7 年 9 カ月間）

ただし、以下に定める期日までに各施設の整備を完了させるものとする。

＜第Ⅰ期工事＞：令和 9 年 9 月頃まで

- ① 既存し尿処理施設稼働継続工事（必要に応じて管理棟内の設備を移設する等）
- ② 大高洲庁舎及び整備工場棟撤去
- ③ 第 1 工場撤去（令和 7 年度後半以降）

＜第Ⅱ期工事＞：令和 13 年 3 月まで

- ① 焼却施設建設
- ② リサイクル施設建設
- ③ し尿処理施設建設
- ④ その他施設整備（SPC 事務所棟及び外構施設等）

＜第Ⅲ期工事＞：令和 14 年 3 月まで

- ① 既存し尿処理施設撤去
- ② 既存特高受電棟撤去

### (2) 運営期間

令和 13 年 4 月 1 日～令和 33 年 3 月 31 日（20 年間）

各施設の竣工後、以下に定める期間において各施設の運営を行うものとする。

- ① 焼却施設：令和 13 年 4 月～令和 33 年 3 月（20 年間）
- ② リサイクル施設：令和 13 年 4 月～令和 33 年 3 月（20 年間）
- ③ し尿処理施設：令和 13 年 4 月～令和 33 年 3 月（20 年間）
- ④ その他施設：令和 13 年 4 月～令和 33 年 3 月（20 年間）

表 整備・運営の時期（灰色は主に設計期間）

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
第Ⅰ期工事									
① 既存し尿処理施設稼働継続工事	■								
② 大高洲庁舎及び整備工場棟撤去	■	■							
③ 第 1 工場撤去		■	■	■					
第Ⅱ期工事									
① 焼却施設建設		■	■	■	■	■	■		
② リサイクル施設建設		■	■	■	■	■	■		
③ し尿処理施設建設		■	■	■	■	■	■		
④ その他施設整備		■	■	■	■	■	■		
第Ⅲ期工事									
① 既存し尿処理施設撤去								■	■
② 既存特高受電棟撤去								■	■
運営									
① 焼却施設								■	■
② リサイクル施設								■	■
③ し尿処理施設								■	■
④ その他施設								■	■

## 9. 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を市の定める明渡し時における施設の要求水準を満足する状態を保って、市に明け渡すものとする。

## 10. 事業の対象となる業務範囲（概要）

### (1) 事業者が行う業務

#### ア 調査等に関する業務

- (ア) 電波障害調査
- (イ) 解体撤去に必要なアスベスト、ダイオキシン類等調査
- (ウ) 施設の整備に必要な調査（補完的な測量や地質調査等を含む。）
- (エ) 施設の整備及び供用に係る環境影響評価（事後調査）

#### イ 本施設の設計に関する業務

- (ア) 整備対象施設の実施設設計
- (イ) 解体対象施設の解体設計

#### ウ 本施設の建設等に関する業務

- (ア) 整備対象施設のプラント工事
- (イ) 土木建築工事（第3工場跡地に整備する施設への自営線の敷設に係る工事を含む。）
- (ウ) 解体撤去工事（土壌汚染対策工事を含む）
- (エ) その他の工事等（試運転及び運転指導、警備設備に係る工事、電力・用水・ガス・排水・雨水・電話等各種ユーティリティの引込みに係る工事、既存し尿処理施設稼働継続工事（仮設トイレ、電源引込み、工業用水配管、上水引込み、インターネット引込み、下水側テレメータ・投入弁開閉等に係る工事）、その他必要な工事）

#### エ 本施設の運営に関する業務

- (ア) 廃棄物の受入管理業務
- (イ) 運転管理業務
- (ウ) 維持管理業務（第3工場跡地に整備する施設への自営線の維持管理に係る業務を含む）
- (エ) 環境管理業務
- (オ) 情報管理業務
- (カ) 発電電力管理業務（第3工場跡地に整備する施設への令和13年度以降の電力供給を含む。ただし、売電先の選定は市が行い、余剰電力の売電収益は、試運転期間中も含め、市に帰属することとする。）に係る業務の一部
- (キ) 啓発業務（施設見学に関する一般市民・社会科見学・行政視察等への案内を行うこと。ただし、各見学の受付及び行政視察時の質疑対応は市が行う。）
- (ク) その他関連業務（見学者・来場者等の対応、清掃、植栽管理、防火・防災管理、警備・防犯、説明用パンフレットの発行等に係る業務）
- (ケ) 運営状況に係るセルフモニタリング

#### オ その他の業務

- (ア) 建築士法に定められる工事監理
- (イ) 必要な諸官庁届出等（事業者が行うべきもの）
- (ウ) 一般廃棄物処理施設設置届・交付金申請など市が行う諸官庁届出等の支援（経費負担も含む）
- (エ) 近隣対応（工事に関するものなど事業者が行うべきもの）
- (オ) 市が行う近隣対応の支援

### (2) 市が行う業務

#### ア 調査等に関する業務

- (ア) アスベスト、ダイオキシン類等調査（代表点のみ）
- (イ) 土壌汚染状況調査（地歴調査まで）
- (ウ) 施設の整備及び供用に係る環境影響評価（事後調査を除く）

#### イ 本施設の設計に関する業務

事業者が行う設計のモニタリング

#### ウ 本施設の建設等に関する業務

- (ア) 既存施設からの不要備品等の撤去
- (イ) 特記なき什器備品の設置
- (ウ) 電波障害対策工事
- (エ) 事業者が行う建設等のモニタリング



- エ 本施設の運営に関する業務
  - (ア) ごみ及びし尿・浄化槽汚泥の収集
  - (イ) 他施設から本施設へのごみの転送
  - (ウ) 既存施設の運転・維持管理
  - (エ) 第3工場跡地に整備する施設の運営・維持管理
  - (オ) 資源物や焼却灰、最終処分する不燃物、危険物・有害物・適正処理困難物（市所掌のもの：小型充電式電池・ボタン電池・乾電池・割れていない蛍光灯・水銀製品類・鉛含有製品）等の引取先や搬出業者の選定（積込又は発送は事業者所掌）
  - (カ) 余剰電力の売電先の選定
  - (キ) 焼却灰（主灰・飛灰）の搬送・処分（積込は事業者所掌）
  - (ク) 排ガス中の硫黄酸化物に係る汚染負荷量賦課金の負担
  - (ケ) 啓発業務（施設見学に関する一般市民・社会科見学・行政視察等の受付、行政視察時の質疑対応）
  - (コ) 事業者が行う施設運営のモニタリング
  - (サ) その他これらを実施する上で必要な業務
- オ その他の業務
  - (ア) 近隣対応
  - (イ) 必要な諸官庁届出等（交付金申請など市が行うべきもの）

### 1 1. 余熱利用計画

- (1) 余熱利用は、発電の優先を基本とすること。  
 発電設備（高効率発電）：抽気式復水タービン  
 場内プラント関係余熱利用設備：燃焼用空気・ボイラ給水温度昇温等  
 場内建築設備関係余熱利用設備：給湯〔電気式でも可〕
- (2) 焼却施設にて発電した電力は、本施設で使用することを最優先とし、次いで近隣の清掃事務所（北側の道路向かい）への供給、最後に余剰電力の売電を行うこと。
- (3) 電力会社停電時には、施設内で単独運転も可能とするものとし、調速制御、主圧制御のいずれも可能なものとする。

### 1 2. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりとし、詳細は、第4章5.「対価の支払いに関する事項」において示す。

- (1) 本施設の整備に係る対価  
 市は、本施設の整備に係る対価について、施設整備費として、基本的に当該年度の出来形に応じて、建設JV等に支払う。
- (2) 本施設の運営に係る対価  
 市は、事業者が実施する本施設の運営業務に係る対価を、委託料として運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は、消費者物価指数等に基づき、年に1回改定することができるものとする。  
 なお、委託料は、固定料金（全ての支払い回において同額）、変動料金（搬入されるごみ等の処理量等に応じて変動）及び売電インセンティブで構成するものとする。

### 1 3. 市が申請を予定している交付金について

市は、本事業の実施に関して、交付金の申請を予定している。交付金の申請等の手続は、市において行うが、建設JV等は申請手続に必要な書類の作成等について市を支援するものとする。

### 1 4. 法令等の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物処理法をはじめ必要な関係法令、条例、規

則及び要綱等を遵守しなければならない。

### 第3章 入札の手続等

#### 1. 事業者の募集及び選定方法

市は、本事業への参加を希望する事業者を広く募集し、透明性及び公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。

なお、事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札方式により行う。

#### 2. 事業者の募集及び選定の手順

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおり想定する。

募集・選定スケジュール

令和5年4月17日	入札公告（入札説明書等の公表）
令和5年4月18日～5月12日	入札説明書等に対する質問の受付期間（第1回）
令和5年4月24日～10月5日	現地見学
令和5年5月31日	入札説明書等に対する質問の回答の公表（第1回）
令和5年6月1日～6月16日	参加表明書、資格審査申請書類受付期間
令和5年6月30日	資格審査結果の通知
令和5年7月3日～7月28日	入札説明書等に対する質問の受付期間（第2回）
令和5年8月18日	入札説明書等に対する質問の回答の公表（第2回）
令和5年10月6日	入札書及び提案書の受付
令和5年12月中旬	プレゼンテーション及びヒアリング
令和5年12月中旬	開札
令和5年12月中旬	最優秀提案者の決定
令和5年12月下旬	落札者の決定及び公表
令和5年12月下旬	基本協定締結
令和6年3月上旬迄	SPC 設立
令和6年3月下旬	仮契約締結
令和6年7月上旬	本契約締結

※要求水準書の添付資料は、格納した DVD を希望者に手渡しする。請求する場合は「添付資料請求書兼誓約書」【様式 1-1】に必要事項を記入の上、電子メールに同様式を添付し、施設建設担当に送信すること。また、提出者は電話により、着信確認を行うこと。なお、添付資料の請求を認めるのは、次の条件すべてを満たす企業に限る。

- ① 本事業への参加を検討しているもの
  - ② 入札参加者の要件に示す代表企業に相当するもの
- 資料の取扱いには十分に注意し、本件以外には使用しないこと。

#### 3. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

##### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者の構成企業は、設計企業、建設企業及び運営企業を含む単一企業または複数の企業のグループにより構成されるものとし、次の（ア）から（エ）に掲げる要件を満たすものとする。

（ア）入札参加者は、市との交渉窓口となる構成企業1社を「代表企業」として定めること。

なお、代表企業は、本施設のうち、焼却施設のプラント設備の建設を担当する建設企業とする。

- (イ) 入札参加者の構成企業は、本事業の設計業務、建設業務又は運営業務を行う企業のうち、SPCに出資する構成員及びSPCに出資しない協力企業から構成するものとする。  
 なお、構成員のみで入札参加者を構成することも可能とする。
- (ウ) 設計企業、建設企業及び運営企業については、以下の役割ごとに分割し、各々を担当する複数の企業により構成されることを認めるものとする。
- <設計企業>
- ① 建屋の設計を担当する設計企業
  - ② 焼却施設プラント設備の設計を担当する設計企業
  - ③ リサイクル施設プラント設備の設計を担当する設計企業
  - ④ し尿処理施設プラント設備の設計を担当する設計企業
  - ⑤ 既存施設解体の設計を担当する設計企業
- <建設企業>
- ⑥ 建屋の建設を担当する建設企業
  - ⑦ 焼却施設プラント設備の建設を担当する建設企業
  - ⑧ リサイクル施設プラント設備の建設を担当する建設企業
  - ⑨ し尿処理施設プラント設備の建設を担当する建設企業
  - ⑩ 既存施設解体の施工を担当する建設企業
- <運営企業>
- ⑪ 焼却施設の運営を担当する運営企業
  - ⑫ リサイクル施設の運営を担当する運営企業
  - ⑬ し尿処理施設の運営を担当する運営企業
- (エ) 構成企業のうち、焼却施設プラント設備の設計・建設・運営を担当する企業は、SPCに出資する構成員とする。
- イ 参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議の上、これを決定する。
- ウ 落札者は、仮契約締結時までにSPCを尼崎市市内において設立するものとする。
- エ 入札参加者の構成企業以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は出資者の中で最大とする。

(2) 入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

ア 共通の要件

- (ア) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- (ウ) 代表企業については、市の令和4・5年度入札参加資格を有していること。

イ 設計企業の個別の要件

設計企業は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 建屋の設計を担当する設計企業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 焼却施設プラント設備の設計を担当する設計企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
  - ①全連続燃焼式・1炉当り140t/24h以上・平成15年度以降竣工の施設の竣工実績
  - ②全連続燃焼式・3炉以上・平成15年度以降竣工の施設の竣工実績
- (ウ) リサイクル施設プラント設備の設計を担当する設計企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
  - ①破砕選別施設・平成15年度以降竣工の施設の竣工実績
  - ②破砕選別施設・処理能力20t/5h以上の施設の竣工実績
- (エ) し尿処理施設プラント設備の設計を担当する設計企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
  - ①し尿処理施設・平成15年度以降竣工の施設の竣工実績
  - ②汚泥資源化方式が助燃剤化方式である施設の竣工実績

- (オ) 既存施設解体の設計を担当する企業にあつては、解体設計の実績（性能発注[設計数量の明記がない発注形式含む]の実績も可）を1件以上有すること。

ウ 建設企業の個別の要件

建設企業は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 建屋の建設を担当する建設企業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 焼却施設プラント設備の建設を担当する建設企業、及びリサイクル施設プラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 焼却施設プラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において1,000点以上であること。
- (エ) 焼却施設プラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
  - ①全連続燃焼式・1炉当り140t/24h以上・平成15年度以降竣工の施設の竣工実績
  - ②全連続燃焼式・3炉以上・平成15年度以降竣工の施設の竣工実績
- (オ) リサイクル施設のプラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
  - ①破碎選別施設・平成15年度以降竣工の施設の竣工実績
  - ②破碎選別施設・処理能力20t/5h以上の施設の竣工実績
- (カ) し尿処理施設プラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (キ) し尿処理施設プラント設備の建設を担当する建設企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
  - ①し尿処理施設・平成15年度以降竣工の施設の竣工実績
  - ②汚泥資源化方式が助燃剤化方式である施設の竣工実績
- (ク) 既存施設解体の施工を担当する企業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による土木一式工事または解体工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (ケ) 既存施設解体の施工を担当する企業にあつては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成13年4月25日厚生労働省基発401号の2）または「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成26年1月）に基づく、地方自治体発注のごみ焼却施設（一般廃棄物処理施設）の解体工事の元請け完工実績を1件以上有すること。

エ 運営企業の個別の要件

運営企業は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 焼却施設の運営を担当する運営企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、①及び②の実績を有すること。
  - ①全連続燃焼式・1炉当り140t/24h以上・平成15年度以降竣工の施設の運転管理実績
  - ②全連続燃焼式・3炉以上・平成15年度以降竣工の施設の運転管理実績
- (イ) 焼却施設の運営を担当する運営企業にあつては、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、一般廃棄物を対象とした焼却施設の運転責任者の経験を有する技術者を焼却施設の試運転開始までに配置し、なおかつ当該技術者を運営開始後2年間以上配置できること。
- (ウ) リサイクル施設の運営を担当する運営企業にあつては、一般廃棄物を対象とした不燃・粗大・容器包装リサイクル施設の運転管理実績を1件以上有していること。
- (エ) リサイクル施設の運営を担当する運営企業にあつては、廃棄物処理施設技術管理者（破碎・リサイクル施設）の資格を有する技術者を施設の試運転開始までに配置できること。

(オ) し尿処理施設の運営を担当する運営企業にあつては、廃棄物処理施設技術管理者（し尿・汚泥再生処理施設）の資格を有する技術者を施設の試運転開始までに配置できること。

(3) 入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 市において定める要綱において入札参加停止期間中である者

ウ 清算中の株式会社である企業については、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者

オ 本事業に係る支援事業に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所。また、これと資本面及び人事面において関連のある者。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者、若しくは当該企業が発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

カ 尼崎市一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員と資本面及び人事面において関連のある者

キ 法人又は法人の役員及び重要な使用人が以下に該当している者

（ア）暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）（以下これらを「暴力団等」という。）又は暴力団等でなくなった日から 5 年を経過しない者

（イ）その者の親会社等または親会社等の役員及び重要な使用人が（ア）に該当する法人

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とするが、前記（1）イの規定により協議し、市が認めた場合に限り、代表企業以外の構成企業については、変更することができる。

#### 4. 入札の参加に関する手続等

(1) 入札公告、入札説明書等の公布

市は、次のとおり公告を行い、入札説明書等を公布する。入札公告以降の予定は、随時、市のホームページで公表する。

○日時：令和 5 年 4 月 17 日（月）

○公表方法：市ホームページ（ホームページ内検索 ID：ページ番号 1033932）

(2) 現地見学の開催

現地見学を開催する。入札説明書等の配布は行わないため、各自持参すること。

○日 時：令和 5 年 4 月 24 日（月）から令和 5 年 10 月 5 日（木）の午前 9 時から午後 5 時  
ただし、土日祝日を除く

○場 所：第 1 工場敷地

○提出先：5 (6)に定める事務局

○申込方法：見学希望日の 7 日前に相当する日の午後 12 時までに【様式 1-2】「現地見学参

加申込書」に必要事項を記入のうえ、これを電子メールにより提出すること。  
市は、日程等の確認後に可否を連絡する。

(3) 入札説明書等に関する質問の受付（第1回）

入札説明書等に記載された内容に関する質問を次の要領で受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

○提出先：5(6)に定める事務局

○提出期間：令和5年4月18日（火）から令和5年5月12日（金）午後5時必着

○提出方法：【様式1-3～様式1-7】に必要事項を記入のうえ、これを電子メールにより提出すること。メール送付後は電話にて着信確認を行うこと。

なお、メールタイトルは「入札説明書等に関する質問（第1回）（企業名）」と明記すること。

(4) 入札説明書等に関する質問への回答（第1回）

入札説明書等に関して提出された質問に対する回答は、令和5年5月31日（水）を目途に市のホームページで公表し、個別に回答を行わない。

なお、質問を行った者の企業名は公表しないものとする。

(5) 参加資格審査提出書類の受付

参加者は、参加資格審査提出書類【様式2-1～様式2-6】を郵送（配達証明付）又は持参による方法により市に提出すること。

なお、参加資格審査提出書類の作成は、様式集に従うこと。

○提出先：5(6)に定める事務局

○提出期間：令和5年6月1日（木）から令和5年6月16日（金）まで

持参による場合は平日の午前9時～正午及び午後1時～午後5時の間、郵送の場合は令和5年6月16日（金）午後5時必着とする。

○提出方法：郵送（配達証明付）又は持参により提出すること。提出する書類には、表に「第1工場跡地整備・運営事業参加資格審査申請書類在中」と朱書すること。また、提出の際は事前に市に連絡し、持参の際は市が指定した時間帯に来庁すること。

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和5年6月30日（金）を目途に、電子メールにて入札参加者の代表企業に通知する。

(7) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。市は説明を求められた場合は、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、令和5年7月12日（水）に書面により回答する。

○提出先：5(6)に定める事務局

○提出期間：令和5年7月3日（月）から7月7日（金）午後5時

○提出方法：持参によるものとし、平日午前9時～午後5時の間とする。

○提出書類：様式は自由とする。（ただし、代表企業の登録印を要する。）

(8) 参加資格の取消し

参加資格審査により参加資格があると認めた者が、その後に、参加資格を喪失したときは、上記(6)による通知を取消し、改めてその旨を通知する。

(9) 入札説明書等に関する質問の受付（第2回）

入札説明書等に記載された内容に関する質問を次の要領で受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

○提出先：5(6)に定める事務局

- 提出期間：令和5年7月3日（月）から令和5年7月28日（金）午後5時必着
- 提出方法：【様式1-3～様式1-7】に必要事項を記入のうえ、これを電子メールにより提出すること。メール送付後は電話にて着信確認を行うこと。  
なお、メールタイトルは「入札説明書等に関する質問（第2回）（企業名）」と明記すること。

(10)入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

入札説明書等に関して提出された質問に対する回答は、令和5年8月18日（金）を目途に市のホームページで公表し、個別に回答を行わない。  
なお、質問を行った者の企業名は公表しないものとする。

(11)入札及び提案書の受付

参加資格確認通知書により参加資格があると認められた者は、入札書及び提案書を次の要領により市に提出する。提案書類の作成は、様式集に従うこと。

- 提出先：5(6)に定める事務局
- 提出日時：令和5年10月6日（金）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- 提出方法：提出日時に、持参すること。郵送等による提出は認めない。また、提出の際は事前に市に連絡し、市が指定した時間帯に来庁すること。
- 提出書類：次を提出すること。
  - ア 入札書  
入札書【様式5-1】は封筒に入れ、密封し、代表企業名を表記して1部提出すること。
  - イ 見積書  
見積書【様式5-2】は、入札書と同封の上、1部提出すること。年度別の内訳書【様式5-3】を添付するものとし、確実に履行できる年度別出来高金額を記載すること。
  - ウ 提案書  
提案書【様式6-1～様式10-3】については次のとおりとし、正1部副10部を提出すること。
    - (ア) 提案書については、【様式6-1～様式10-3】の順に各ページの下に通し番号を振り、A4判縦長（A3判の頁は折り込み）左綴じにより提出すること。提案書の枚数は各様式に示すとおりとし、総頁数は表紙や指定別紙を除き、合計50頁以内とすること。
    - (イ) 提案書の表紙には、参加資格審査結果の通知書に提示した「受付番号」を記載すること。表紙を含め、入札参加者を特定できる表現を記載しないこと。
    - (ウ) 提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ10.5ポイント以上にて作成すること。ただし、図表に用いる文字はこの限りでない。
    - (エ) 提案書については、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
    - (オ) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

エ 基本設計図書

構成は次のとおりとし、正1部副6部を提出すること。

(ア) 設計調書【要求水準書に対し追記・削除箇所を見え消し表示したもの。】

(イ) 各施設共通の基本設計図書

書類名称	記載する内容
1) 施設概要説明書	(1) 施設全体配置図 (2) 全体動線計画
2) 建築工事関係	(1) 外構設計図 (2) 植栽計画図 (3) 見学者ルート計画図 (4) 施設パース (5) 存置する地下工作物の範囲及び存置理由説明書

(ウ) 焼却施設の基本設計図書

書類名称	記載する内容
1) 施設概要説明書	(1) 各設備概要説明



	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 主要設備概要説明書</li> <li>② 各プロセスの説明書</li> <li>③ 独自の設備の説明書</li> <li>④ 焼却炉制御の説明書（炉温制御、蒸気発生量制御等）</li> <li>⑤ 排ガス処理装置の説明書（排ガス温度制御を含む）</li> <li>⑥ 蒸気発生量制御の説明書（場内余熱利用の方法を含む）</li> <li>⑦ 省エネ及び温室効果ガス削減の説明書</li> <li>⑧ 非常措置に対する説明書</li> <li>⑨ 緊急時（地震災害や浸水災害等）の対応説明書</li> </ul>
2) プラント工事関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 設計計算書 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 性能曲線図</li> <li>② 各種フロー図</li> <li>③ 物質収支（ごみ・燃料・空気・排ガス・水・薬品・灰、蒸気・復水、給排水、排水処理）</li> <li>④ 熱収支（熱清算図）</li> <li>⑤ 発電効率計算書</li> <li>⑥ 用役収支</li> <li>⑦ 火格子燃焼率</li> <li>⑧ 燃焼室熱負荷</li> <li>⑨ ボイラ関係計算書</li> <li>⑩ 容量計算書、性能計算書</li> <li>⑪ その他必要なもの</li> </ul> </li> <li>(2) 各階機器配置図及び主要断面図</li> <li>(3) 計装制御系統図</li> <li>(4) 電算機システム構成図</li> <li>(5) 電気設備主要回路単線系統図</li> <li>(6) 負荷設備一覧表</li> <li>(7) 工事工程表</li> <li>(8) 実施設計工程表（各種届出書の提出日を含む）</li> </ul>
3) 建築工事関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築意匠設計図</li> <li>(2) 防火・防臭区画図</li> <li>(3) 各種工事計画書（仮設工事、安全計画を含む）</li> <li>(4) 色彩計画図（着色立面図にマンセル記号を示したもの等）</li> <li>(5) 負荷設備一覧表</li> <li>(6) 建築設備機器一覧表</li> <li>(7) 建築内部、外部仕上表</li> <li>(8) 工事工程表</li> </ul>

(エ) リサイクル施設の基本設計図書

書類名称	記載する内容
1) 施設概要説明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各設備概要説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 主要設備概要説明書</li> <li>② 各プロセスの説明書</li> <li>③ 独自の設備の説明書</li> <li>④ 処理不適物に対する運転説明書</li> <li>⑤ 省エネ及び温室効果ガス削減の説明書</li> <li>⑥ 非常措置に対する説明書</li> <li>⑦ 緊急時（地震災害や浸水災害等）の対応説明書</li> </ul> </li> </ul>
2) プラント工事関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 設計計算書 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各種フロー図</li> <li>② 物質収支（ごみ・資源物・残渣、給排水、排水処理）</li> <li>③ 用役収支</li> <li>④ 容量計算、性能計算</li> </ul> </li> <li>(2) 各階機器配置図及び主要断面図</li> <li>(3) 計装制御系統図</li> <li>(4) 電算機システム構成図</li> <li>(5) 電気設備主要回路単線系統図</li> <li>(6) 負荷設備一覧表</li> <li>(7) 工事工程表</li> <li>(8) 実施設計工程表（各種届出書の提出日を含む）</li> </ul>
3) 建築工事関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築意匠設計図</li> <li>(2) 防火・防臭区画図</li> <li>(3) 各種工事計画書（仮設工事、安全計画を含む）</li> <li>(4) 色彩計画図（着色立面図にマンセル記号を示したもの等）</li> <li>(5) 負荷設備一覧表</li> <li>(6) 建築設備機器一覧表</li> <li>(7) 建築内部、外部仕上表</li> <li>(8) 工事工程表</li> </ul>

(オ) し尿処理施設の基本設計図書

書類名称	記載する内容
1) 施設概要説明書	(1) 各設備概要説明 ① 主要設備概要説明書 ② 各プロセスの説明書 ③ 独自の設備の説明書 ④ 省エネ及び温室効果ガス削減の説明書 ⑤ 非常措置に対する説明書 ⑥ 緊急時（地震災害や浸水災害等）の対応説明書
2) プラント工事関係	(1) 設計計算書 ① 各種フロー図 ② 物質収支（し尿・空気・水・薬品・残渣、給排水、排水処理） ③ 用役収支 ④ 容量計算、性能計算 (2) 各階機器配置図及び主要断面図 (3) 計装制御系統図 (4) 電算機システム構成図 (5) 電気設備主要回路単線系統図 (6) 負荷設備一覧表 (7) 工事工程表 (8) 実施設計工程表（各種届出書の提出日を含む）
3) 建築工事関係	(1) 建築意匠設計図 (2) 防火・防臭区画図 (3) 各種工事計画書（仮設工事、安全計画を含む） (4) 色彩計画図（着色立面図にマンセル記号を示したもの等） (5) 負荷設備一覧表 (6) 建築設備機器一覧表 (7) 建築内部、外部仕上表 (8) 工事工程表

(カ) 解体撤去工事の基本設計図書（施工計画を含む）

書類名称	記載する内容
1) 工事概要説明書	(1) ごみ焼却施設除染計画 (2) アスベスト除去計画 (3) 解体撤去計画（解体方法・手順・使用重機等） (4) 汚染土壌対策・埋設廃棄物対策計画 (5) 工事工程表
2) 施工計画書	(1) 解体撤去工事施工計画 ① サンプルング、分析計画 ② 仮設防護計画（各レベル毎） ③ 汚染物除去作業計画 ④ 施設養生計画 ⑤ 粉じん防止計画 ⑥ 解体・搬出計画

(キ) 運營業務に関する図書

書類名称	記載する内容
受入管理業務実施計画書	・業務実施体制表（構成・人数等） ・受付管理計画 ・案内指示計画
運転管理業務実施計画書	・業務実施体制表（構成・人数等） ・運転管理計画
維持管理業務実施計画書	・業務実施体制表（構成・人数等） ・点検・検査計画 ・補修・更新計画 ・中長期修繕・改修計画
環境管理業務実施計画書	・環境保全計画 ・作業環境保全計画
発電業務実施計画書	・発電業務事務手続計画書
情報管理業務実施計画書	・情報管理計画
見学者・来場者対応要領書	・業務実施体制表（構成・人数等） ・見学者対応計画
関連業務実施計画書	・清掃要領・体制 ・防火管理・防災管理要領・体制 ・施設警備防犯要領・体制

オ 上記ウ～エを記録したデータ（DVD等の電磁記録媒体）2部

なお、提案書類の審査にあたって、各入札参加者に対するヒアリング（プレゼンテーションを含む。）を実施する。実施日は令和5年12月中旬を予定している。日時、場所、ヒアリング内容等は、事前に代表企業に通知する。

(12)開札

- 日 時：令和5年12月中旬（プレゼンテーション及びヒアリングの後、同日を予定）
- 場 所：尼崎市大高洲庁舎（経済環境局 環境部）2-8 会議室
- ※開札への立会を希望する場合は、事前に事務局に連絡すること。

(13)入札辞退に関する提出書類

参加資格審査提出書類を提出した者が参加を辞退する場合は、次のとおり、【様式3】「辞退届」を提出すること。

- 提 出 先：5(6)に定める事務局
- 提出方法：持参による。

## 5. 落札者の選定

(1) 落札者の選定方法

本事業の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式によるものとし、落札者の選定にあたり、選定委員会を通じて学識経験者等の意見を聴取する。

(2) 選定委員会の設置

市は、本事業における落札者の選定において、透明性、公平性及び競争性を確保することを目的に、学識経験者等で構成される選定委員会を設置している。

なお、落札者決定までに委員と本事業に関して接触を持ち、又は持とうとした参加者は失格とする場合がある。

(3) 審査

選定委員会は、入札参加者からの提案書の提案内容及び入札価格等を総合的に評価し、総合評価点が最も高い者を最優秀提案者として選定し、市に選定結果を答申する。選定委員会は非公開とし、審査及び選定の具体的な内容については、落札者決定基準を参照すること。

(4) 落札者の決定

入札参加者数に関わらず、審査の結果により、落札者を選定しない場合がある。選定委員会は市に選定結果を答申し、市は、選定委員会による最優秀提案者選定の答申を踏まえ、落札者を決定する。

(5) 落札者及び評価の公表

市が落札者を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の合否について通知するとともに、「審査講評」「入札参加者」「契約の相手方」等を市ホームページにおいて、公表することを予定している。

(6) 事務局

落札者選定に係る事務局は、次のとおりとする。

尼崎市経済環境局 環境部 施設建設担当  
〒660-0842 尼崎市大高洲町8番地  
電子メール：ama-shisetsukensetsu@city.amagasaki.hyogo.jp  
電 話：06-6409-0301

## 第4章 入札に関する条件

### 1. 計画地に関する事項

表 計画地に関する事項

所在地	兵庫県尼崎市大高洲町8番地
敷地面積	約2.5ha
都市計画区域区分	都市計画区域内
用途地域	工業専用地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
その他	・建築基準法22条指定区域に指定されている ・景観計画区域に指定されている

### 2. 対象施設に関する事項

#### (1) 新設する施設

- 建設場所 : 兵庫県尼崎市大高洲町8番地  
敷地面積 : 24,981.436 m<sup>2</sup> (クリーンセンター第1工場側)  
焼却施設 : 447t/24h以下 (149t/24h以下×3炉)  
リサイクル施設 : 55t/5h  
し尿処理施設 : 19kL/日  
その他施設 : SPC事務所棟及び外構施設等

#### (2) 解体する施設

- 事業場所 : 兵庫県尼崎市大高洲町8番地  
焼却施設 : 第1工場 第1機械炉(稼働停止)、第1工場 第2機械炉  
し尿処理施設 : し尿受入施設、陸上処理施設、圧送施設  
特高受電棟(第3工場敷地内)  
庁舎等 : 大高洲庁舎・整備工場棟、収集車車庫

### 3. 設計・建設業務(事前調査等を含む)に関する提案の条件

要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

### 4. 運營業務に関する提案の条件

要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

### 5. 対価の支払いに関する事項

#### (1) 施設整備費

市は、本事業の施設整備費について、基本的に当該年度の出来形に応じて、建設JV等に支払うものとする。

なお、前払金については、尼崎市公共工事の前金払及び部分払に関する要綱に基づき、支払うものとする。

#### (2) 委託料

委託料は、令和13年度第1四半期分(4月1日から6月末日まで)を初回とし、以降四半期ごとに年4回、令和32年度第4四半期分(1月1日から3月末日まで)までの計80回支払うものとする。

委託料は、固定料金(全ての支払い回において同額)である委託料A、変動料金(搬入され

るごみ等の処理量等に応じて変動)である委託料B、及び売電インセンティブである委託料Cから構成されており、下表に示す内訳毎の単価等を提案すること。

なお、入札価格の算定にあたっては、下記エに示す計画処理量を使用すること。

#### ア 委託料の構成

名称	概要
委託料A	施設の運營業務に係る費用のうち、廃棄物量の変動によらず必要となる固定的な費用を運営期間に渡り支払う。
委託料B	施設の運營業務に係る費用のうち、廃棄物量に応じて変動する費用を運営期間に渡り支払う。
B-1	焼却施設
B-2	リサイクル施設
B-3	し尿処理施設
委託料C	売電インセンティブ

#### イ 委託料の支払い対象

名称	支払い対象
委託料A	固定料金(人件費、事務費、保険料、SPC経費等の運営に関わる諸費用及び修繕費等)
委託料B	変動料金(燃料費、薬剤費等)
B-1-①	焼却施設の処理対象ごみのうち、燃やすごみ・事業系ごみ(可燃)
B-1-②	焼却施設の処理対象ごみのうち、側溝汚泥
B-1-③	焼却施設の処理対象ごみのうち、大型・臨時・持込ごみ(可燃)
B-1-④	焼却施設の処理対象ごみのうち、不法投棄(可燃)
B-2-①	リサイクル施設の処理対象のうち、金属製小型ごみ・事業系ごみ(不燃)
B-2-②	リサイクル施設の処理対象のうち、大型・臨時・持込ごみ(不燃)
B-2-③	リサイクル施設の処理対象のうち、不法投棄(不燃)
B-2-④	リサイクル施設の処理対象のうち、びん・缶(家庭系・事業系)
B-2-⑤	リサイクル施設の処理対象のうち、ペットボトル(家庭系・事業系)
B-3-①	し尿処理施設の処理対象のうち、し尿
B-3-②	し尿処理施設の処理対象のうち、浄化槽汚泥
委託料C	売電収益のうち、市の売電見込を超えた分に係るインセンティブ ※余剰電力の売却に係る収入については市に帰属するが、毎年度、本事業における市の売電見込64,000MWhを超えた分については、売電量1kWhにつき1円を事業者の収入とする。

#### ウ 委託料の物価変動

委託料は、物価変動に基づき年一回改定するものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案し、下記の算式により定まる額とするが、この際に、 $(I_{n-1}/I_5)$  または  $(I_{n-1}/I_{n'-1})$  が0.985~1.015の範囲内であるときは改定しない。物価変動の判断に用いる指数としては、消費者物価指数(財・サービス分類指数(全国)の「サービス」とすることを原則とするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して運営委託契約書に定める。

【初回の改定】

$$P_n = P_i \times \frac{I_{n-1}}{I_5}$$

$P_n$  : 改定後の令和  $n$  年度の委託料（固定料金または変動料金）

$P_i$  : 提案による委託料（固定料金または変動料金）

$I_{n-1}$  : 令和（ $n - 1$ ）年度の指標値の平均

$I_5$  : 令和 5 年度の指標値の平均

なお、固定料金、変動料金とも 1 円未満の端数は切り捨てとする。

【2回目以降の改定】

$$P_n = P_{i'} \times \frac{I_{n-1}}{I_{n'-1}}$$

$P_n$  : 改定後の令和  $n$  年度の委託料（固定料金または変動料金）

$P_{i'}$  : 前回改定後の委託料（固定料金または変動料金）

$I_{n-1}$  : 令和（ $n - 1$ ）年度の指標値の平均

$I_{n'-1}$  : 前回改定時に用いた指標値

なお、固定料金、変動料金とも 1 円未満の端数は切り捨てとする。

エ 計画処理量

(ア) 焼却施設

年度	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32
燃やすごみ・事業系ごみ(可燃)	110,696	110,221	109,925	109,629	109,507	109,026	108,720	108,414	108,279	107,801	107,801	107,801	107,801	107,801	107,801	107,801	107,801	107,801	107,801	107,801
側溝汚泥	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
大型・臨時・持込ごみ(可燃)	1,994	2,024	2,060	2,095	2,135	2,165	2,200	2,236	2,276	2,305	2,305	2,305	2,305	2,305	2,305	2,305	2,305	2,305	2,305	2,305
不法投棄(可燃)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
合計	112,750	112,305	112,045	111,784	111,702	111,251	110,980	110,710	110,615	110,166	110,166	110,166	110,166	110,166	110,166	110,166	110,166	110,166	110,166	110,166

(イ) リサイクル施設

年度	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32
金属製小型ごみ・事業系ごみ(不燃)	1,617	1,617	1,622	1,625	1,633	1,632	1,635	1,638	1,645	1,643	1,643	1,643	1,643	1,643	1,643	1,643	1,643	1,643	1,643	1,643
大型・臨時・持込ごみ(不燃)	4,489	4,557	4,638	4,717	4,809	4,876	4,954	5,034	5,127	5,190	5,190	5,190	5,190	5,190	5,190	5,190	5,190	5,190	5,190	5,190
不法投棄(不燃)	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
びん・缶(家庭系・事業系)	3,953	3,918	3,893	3,870	3,856	3,822	3,798	3,775	3,761	3,729	3,729	3,729	3,729	3,729	3,729	3,729	3,729	3,729	3,729	3,729
ペットボトル(家庭系・事業系)	1,617	1,603	1,593	1,583	1,578	1,564	1,554	1,545	1,539	1,525	1,525	1,525	1,525	1,525	1,525	1,525	1,525	1,525	1,525	1,525
合計	11,703	11,722	11,773	11,822	11,903	11,921	11,968	12,019	12,099	12,114	12,114	12,114	12,114	12,114	12,114	12,114	12,114	12,114	12,114	12,114

(ウ) し尿処理施設

年度	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32
し尿	780	776	773	769	766	762	758	755	755	755	755	755	755	755	755	755	755	755	755	755
浄化槽汚泥	4,183	4,183	4,183	4,183	4,183	4,183	4,183	4,183	4,183	4,183	4,183	4,183	4,183	4,183	4,183	4,183	4,183	4,183	4,183	4,183
合計	4,963	4,959	4,955	4,952	4,949	4,945	4,941	4,938	4,938	4,938	4,938	4,938	4,938	4,938	4,938	4,938	4,938	4,938	4,938	4,938

## 6. 入札参加に関する留意事項

### (1) 入札説明書等の承諾

参加者は、提案書類の提出をもって、入札説明書等（その後の変更を含む。）の記載内容を承諾したものとする。

### (2) 入札保証金

入札保証金は免除する。

### (3) 入札無効に関する留意事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 参加資格審査提出書類提出後、入札日までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成企業を抱える入札参加者が行った入札

イ 入札参加資格がない者若しくは第3章4(6)の参加資格確認通知書を受領しなかった者又はこれらの代理人がした入札

ウ 委任状を提出せずに代理人がした入札

エ 指定した期間内に提出されなかった入札

オ 所定の入札書及び入札書等の提出用封筒によらない入札

カ 入札者（グループにあっては、入札をしたその代表企業（提出された参加表明書等にグループの代表として記載された企業をいう。）。以下同じ。）若しくはその代表者又はその代理人の記名押印がない入札

キ 提案書類提出書及び見積書等の提出者印と異なる印鑑を押印した入札

ク 代理人が入札する場合において、委任状の受任者使用印鑑と異なる印鑑を押印した入札

ケ 入札者又はその代理人が1人で本件入札について2通以上の入札をした場合、その全部の入札

コ 入札者及びその代理人が本件入札についてそれぞれ入札した場合、その双方の入札

サ 入札金額、入札者の名称その他主要部分が識別し難い入札

シ 入札金額が訂正された入札

ス 本件入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

セ 入札金額の全てにアラビア数字が用いられていない入札

ソ 入札金額の直前に円記号が記載されていない入札

タ 郵便により送付された入札

チ 談合その他不正の行為があったと認められる入札

ツ 提出された書類に虚偽の記載をした者を構成企業とするグループ又はその代理人がした入札

テ その他本件入札に関する条件に違反した入札

### (4) 予定価格

¥72,770,000,000－（本事業に係る基本契約、工事請負契約及び運営委託契約の総額。消費税及び地方消費税相当額を除く。）

### (5) 入札の中止等

入札を公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは入札を延期、又は中止することがある。

### (6) 入札に伴う費用負担

前項(5)にかかわらず、入札参加者の入札に係る費用については、全て当該入札参加者の負担とする。

### (7) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。



ア 著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった提出書類については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、全ての入札参加者の提出書類は返却しないものとする。

イ 特許権

提案内容等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。ただし、市が工事材料、施工方法、維持管理方法等を指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、この限りでない。

(8) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、提出書類作成に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 複数提案の禁止

入札参加者は、一つの提案しか行うことができない。

(10) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

(11) 使用言語及び単位、時刻

提出書類作成に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## 第5章 落札者決定後の手続

### 1. 基本協定の締結

落札者は、落札者決定の通知を受けた日から5日以内に、基本協定書（案）に基づき、基本協定を市と締結しなければならない。

### 2. SPCの設立

落札者の構成員は、基本協定締結後速やかに、会社法に定める株式会社としてSPCを尼崎市内に設立し、SPCにかかる商業登記簿謄本を市に提出しなければならない。

当該SPCに出資する者は、特定事業契約が終了するまで、SPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

### 3. 契約手続における交渉の有無

市は、契約手続においては、入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

提案内容及び契約等の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとする。

### 4. 特定事業契約の締結

本事業に係る工事請負契約については、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第2条に規定する尼崎市議会の議決を要する契約に該当するため、尼崎市契約規則第30条の規定により、落札者等と本件契約に係る仮契約を締結し、尼崎市議会の議決後、本件契約に係る本契約を締結する。

### 5. 契約保証金

次に掲げる契約の区分に応じ、当該号に定めるとおりとする。ただし、地方自治法施行令第167条の16第2項において準用する同令第167条の7第2項の規定により担保の提供をもって代える場合又は尼崎市契約規則第32条の規定により契約保証金を免除する場合は、この限りでない。

#### (1) 工事請負契約

建設JV等は、市に対して、工事請負契約の契約金額の100分の5に相当する金額以上の契約保証金を工事請負契約締結日までに納付するものとする。

#### (2) 運営委託契約

SPCは、市に対して、本事業に係る運営委託契約に基づく各事業年度の委託料の100分の5に相当する金額以上の契約保証金を、当該各事業年度の開始日までに納付するものとする。

### 6. 落札の取消し

#### (1) 落札の取消し

市は、落札者の構成企業が、特定事業契約締結までに入札参加資格を喪失したとき等には、落札を取り消すことがある。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くような事態が生じた場合で、やむを得ない事情による場合は、市と協議を行うこととする。

#### (2) 落札を取り消した場合の措置

落札者が特定事業契約を締結しない場合及び前項(1)により落札決定を取り消した場合は、総合評価点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による特定事業契約の手続を行うことがある。

## 7. 契約不適合保証金

工事請負契約を締結する事業者は、工事請負契約の契約金額の100分の5に相当する金額以上を契約不適合保証金として、当該業務が完了するまでに納付すること。ただし、既に納付している契約保証金を契約不適合保証金に充当する場合又は履行保証保険に契約不適合特約が付されている場合は、この限りでない。契約不適合保証金は、業務目的物の引き渡しを受けた日から市長が別に定める留保期間の経過後、損害等に契約不適合保証金を充当した場合を除き、返還する。

## 8. 保険

### (1) 建設期間中の保険

事業者は下記基準を満たす保険に加入するものとする。

なお、下記の保険と類似の機能を有する共済等を含むものとする。また、下記以外の保険の付保については、事業者が必要と判断するものに加えることとする。

#### ア 建設工事保険

建物の建築を主体とする工事を対象とする（一部に付帯設備工事を含む場合も対象とする。）

(ア) 保険契約者：構成企業

(イ) 被保険者：構成企業及び市

(ウ) 保険の対象：本件の事業契約の対象となっているすべての工事

(エ) 保険の期間：工事期間

(オ) 保険金額：工事完成価額（消費税を含む。）とする。

(カ) 補償する損害：水災危険、火災事故を含む不測かつ突発的な事故による損害

#### イ 組立保険

建物の付帯設備（電気設備、給排水衛生設備、空気調和設備その他を含む。）又は機械、機械設備・装置その他あらゆる鋼構造物の組立、据付工事を主体とする工事を対象とする（一部に建築工事を含む場合も対象とする。）

(ア) 保険契約者：構成企業

(イ) 被保険者：構成企業及び市

(ウ) 保険の対象：本件の事業契約の対象となっているすべての工事

(エ) 保険の期間：工事期間

(オ) 保険金額：工事完成価額（消費税を含む。）とする。

(カ) 補償する損害：水災危険、火災事故を含む不測かつ突発的な事故による損害

#### ウ 第三者賠償責任保険

(ア) 保険契約者：構成企業

(イ) 被保険者：構成企業及び市

(ウ) 保険の期間：工事期間

(エ) 保険金額：対人1億円/1名以上かつ10億円/1事故以上、対物1億円/1事故以上とする。

(オ) 免責金額：10万円/1事故以下とする。

### (2) 運営期間中の保険

事業者は下記基準を満たす保険に加入するものとする。

なお、下記の保険と類似の機能を有する共済等を含むものとする。また、下記以外の保険の付保については、事業者が必要と判断するものに加えることとする。

関連して市は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する。

#### ア 第三者賠償責任保険

(ア) 保険契約者：SPC

- (イ) 被保険者：SPC 及び市
- (ウ) 保険の期間：運営期間
- (エ) 保険金額：対人 1 億円/1 名以上かつ 10 億円/1 事故以上、対物 1 億円/1 事故以上とする。
- (オ) 免責金額：10 万円/1 事故以下とする。

#### イ 火災保険

- (ア) 保険契約者：SPC
- (イ) 被保険者：SPC 及び市
- (ウ) 保険の期間：運営期間
- (エ) 保険金額：再調達価格

## 9. 事業者の権利義務に関する事項

市の承諾がある場合を除き、事業者は特定事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。事業者が、本事業に関して市に対して有する債権は、市の承諾がなければ、譲渡、質権の設定及び担保提供を行うことができないものとする。

## 10. リスク管理の方針

### (1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

### (2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、特定事業契約に定めるものとする。

### (3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する本施設の運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、運営委託契約書に定める。

なお、運営に関するモニタリングについては、次項及び別紙 3 も参照のこと。

#### ア モニタリング

市は、SPC が実施する委託業務及び SPC の財務状況の把握を目的に、定期的又は随時に、公正な視点からのモニタリング（監視）を行うこととする。具体的には、計画書、業務報告書、質疑回答書等の書面を通じて実施する他、現地調査、ヒアリング（事業者、利用者）等により実施する。また、市は、必要に応じて専門家等の意見を参考にモニタリングを実施する。

#### イ 支払の減額等

運営委託契約書、要求水準書で定められたサービス水準及び事業者提案によるサービス内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法については運営委託契約書に規定するが、主に次の事項を勘案して減額等の要否及び額を決定する。

- (ア) サービス水準の充足
- (イ) 上記アを満たさない事項が市に及ぼす影響度
- (ウ) 上記アを満たさない事項に対する改善  
(市が提示する是正期間内であればペナルティポイントを付与しない。)

## 第6章 その他本事業の実施に関し必要な事項

### 1. 議会の議決

市は、特定事業契約の締結にあたっては、令和6年7月（予定）の市議会において議決する予定である。

### 2. 労働関係法令遵守状況報告書の提出について

本件契約は、尼崎市公共調達基本条例11条の規定による、労働関係法令遵守状況報告書の提出が必要となる対象契約となる。

- (1) 事業者は、契約締結後2か月以内に労働関係法令遵守状況報告書を提出すること。
- (2) 本件契約に係る下請負者等の労働関係法令遵守状況報告書は、事業者が取りまとめて提出すること。
- (3) その他報告書に係る手続等の詳細は市ホームページの「尼崎市公共調達基本条例関係」を参照すること。

### 3. 尼崎市暴力団排除条例に係る誓約書の提出

尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱（平成25年7月実施）の規定に基づき、落札者の構成企業は基本協定の締結までに、SPCは本事業についての仮契約の締結までに、誓約書を市に提出すること。

### 4. 情報提供

情報提供は、適宜、市のホームページにおいて行う。

### 5. 応募に伴う費用負担

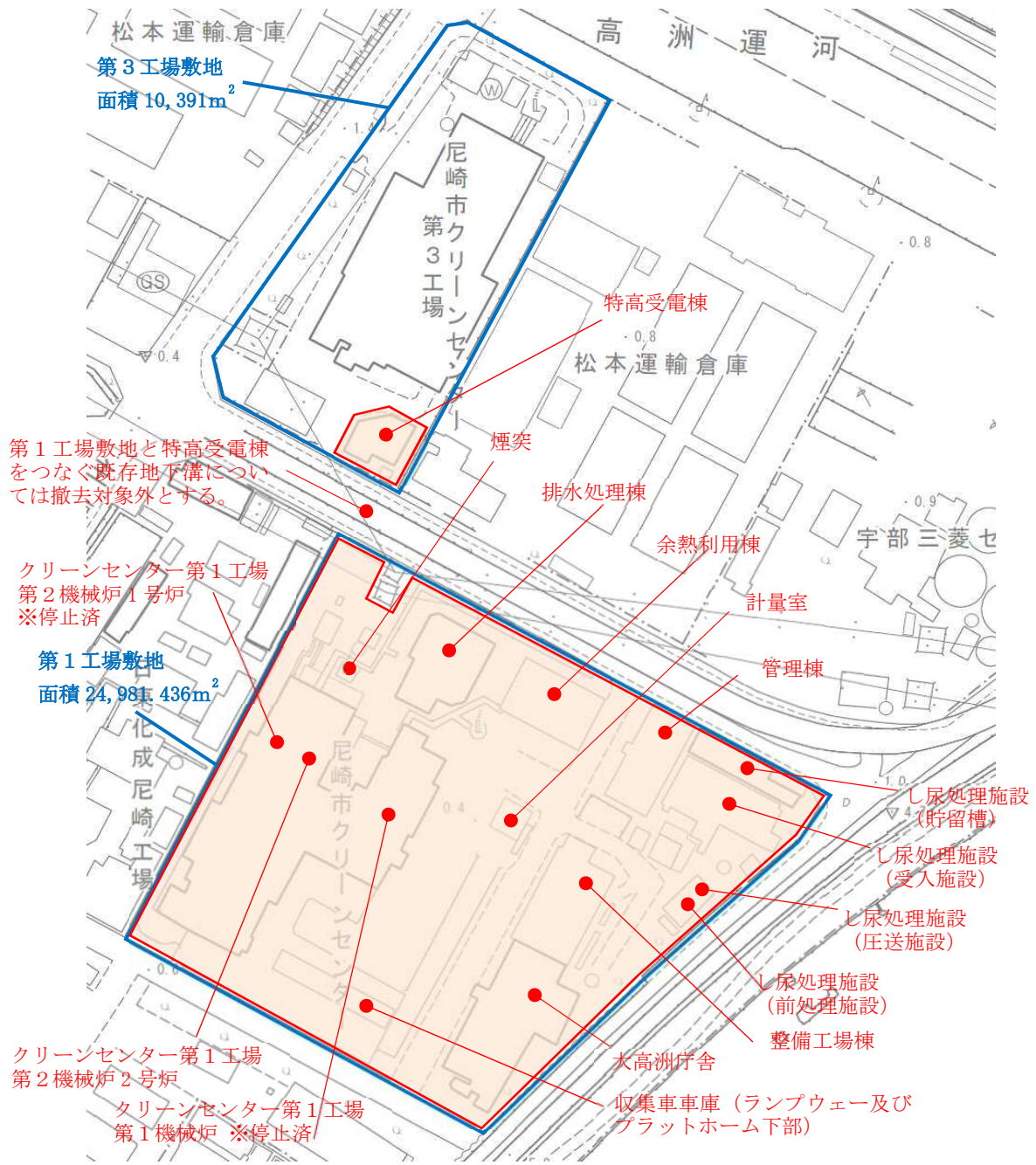
応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 6. 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

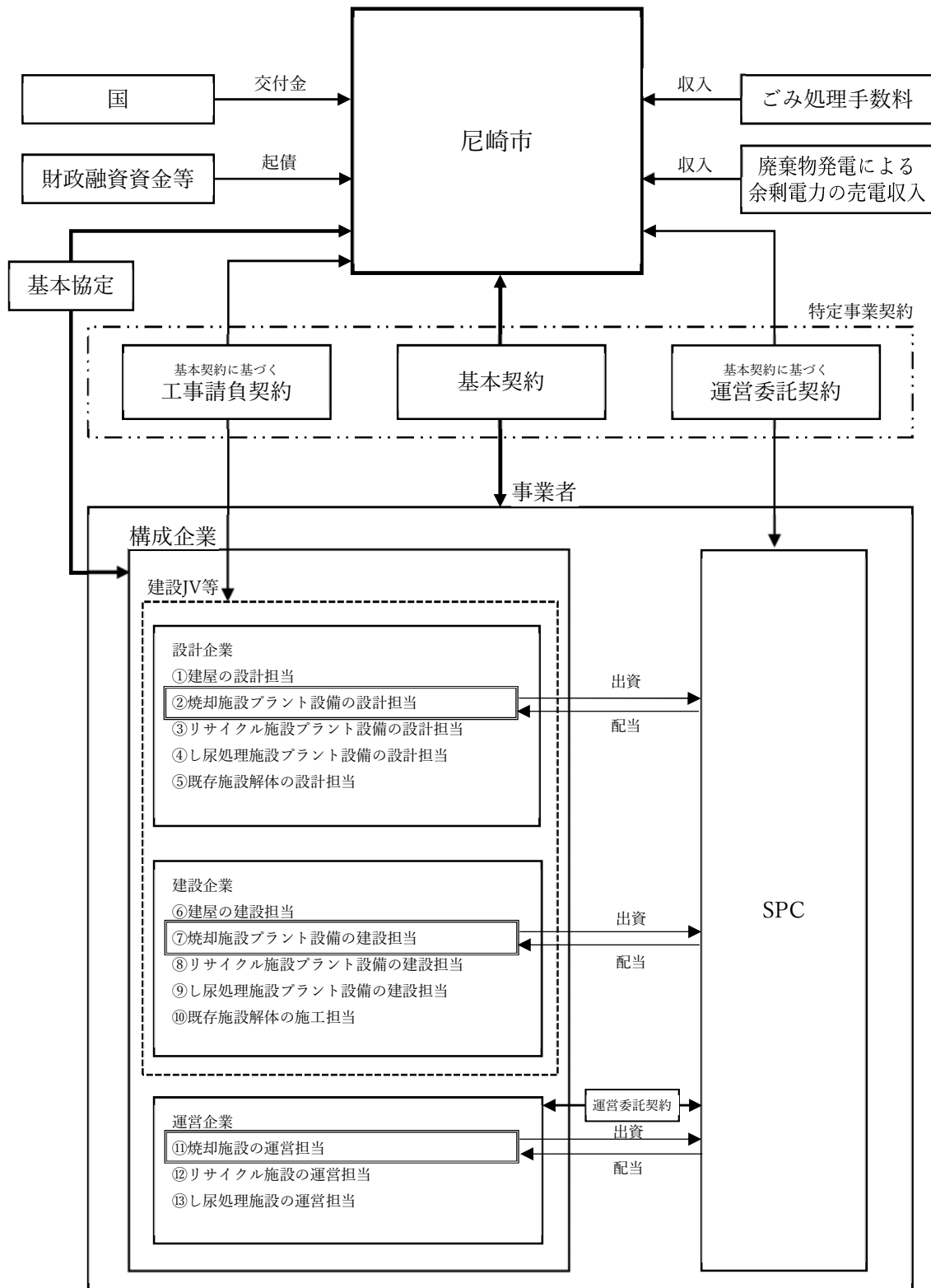
尼崎市 経済環境局 環境部 施設建設担当 〒660-0842 兵庫県尼崎市大高洲町8 電 話 06-6409-0301 F A X 06-6409-1277 E-mail ama-shisetsukensetsu@city.amagasaki.hyogo.jp
---

別紙1 計画地案内図



現況平面図 (赤枠網掛け内が本事業の対象範囲)

## 別紙2 事業スキーム図



※ 上図では、構成企業のうち二重線で囲われた企業が SPC の構成員であり、SPC への出資を求めることとしている。それ以外の企業については、SPC への出資を求めない協力企業としている。

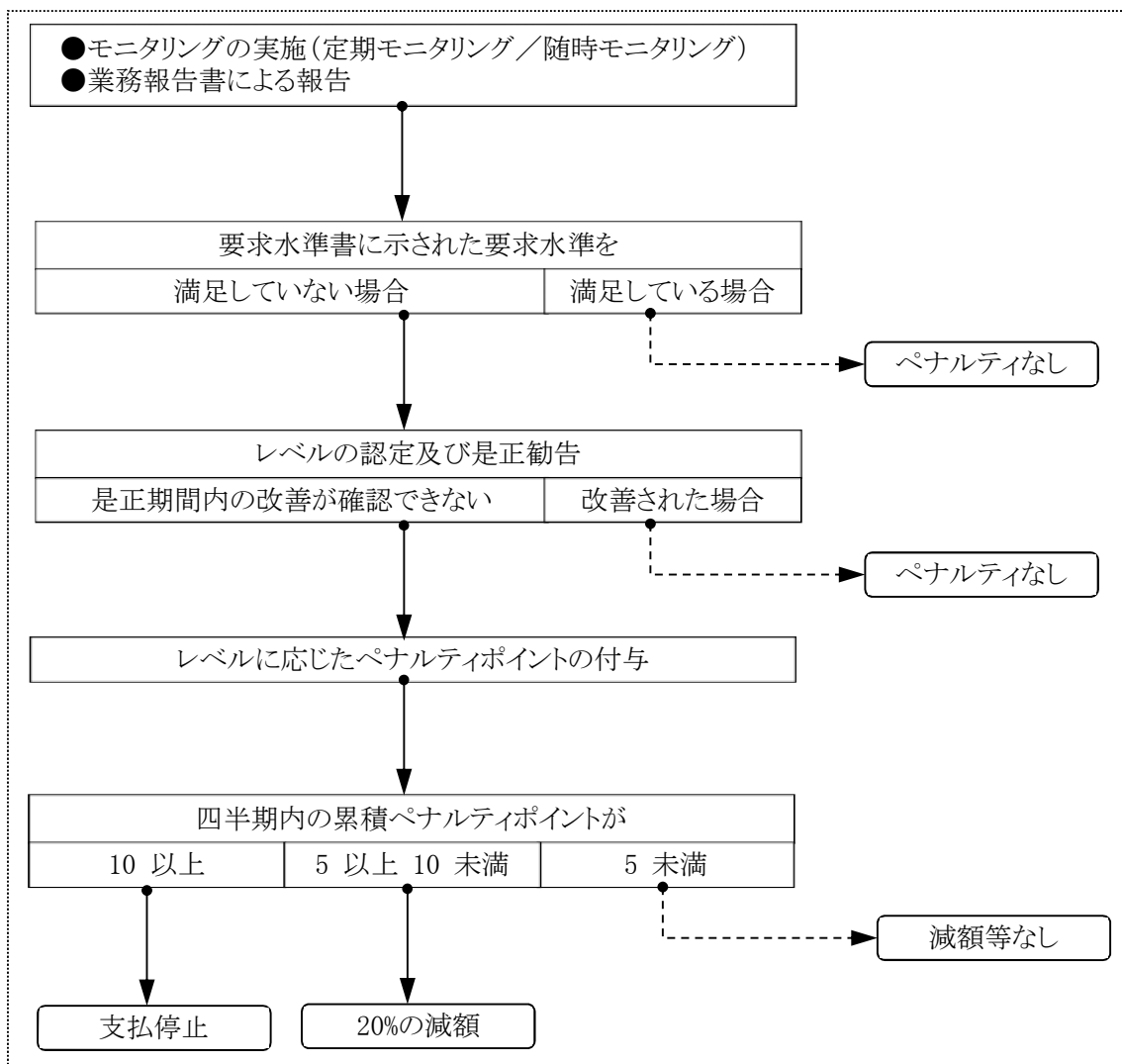
## 別紙3 モニタリングの手順及び委託料の減額方法

### 1. モニタリングの目的

モニタリングについては、SPCにおける自己監査（セルフモニタリング）及び自律的改善が十分に機能するように措置すべきことを前提として、次のとおり行う。

また、モニタリングは、委託料の減額を目的とするものではなく、市とSPCとの対話を通じて、本施設の状態を良好に保ち、廃棄物の適正な処理が実現できることを目的に実施するものである。

市及びSPCは、上記目的を達成するため、相互に協力してモニタリングを実施するものである。その結果、SPCの業務内容が基本契約書、運営委託契約書、要求水準書及び提案書等に示される運営に関する内容を満足していないと市が判断した場合、次のフローに示す手続により、是正勧告、委託料の減額等の措置をとるものとする。



### 2. 委託料の減額等の方法

#### (1) 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、各四半期において市が支払う委託料とする。

#### (2) 減額等の措置を講じる事態

SPCの責任により、基本契約書、運営委託契約書、要求水準書及び提案書等に示される運営に関する内容を履行していないことにより、次に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定



される場合に減額等の措置を講じる。

レベル 1	是正しなければ、運営に軽微な影響を及ぼすことが想定される事態
レベル 2	是正しなければ、運営に重大な影響を及ぼすことが想定される事態 (是正しなければ、ごみ収集又は焼却を停止する可能性がある事態)

(3) 減額等の決定過程

- ア レベル 1 又はレベル 2 の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、市は、その程度、緊急度等を勘案し、SPC に相当な是正期間を提示する。
- イ SPC は、市の提示する是正期間内にレベル 1 又はレベル 2 の状態を改善することにより、ペナティポイントの付与を免れるが、市の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1 日につき、レベル 1 は 1 ポイント、レベル 2 は 2 ポイントのペナルティポイントを付与する。
- ウ 市及び SPC は、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

(4) 委託料の減額の金額算定方法

- ア ある四半期の累積ペナルティポイントが次に規定する基準に達した場合は、当該四半期における業務遂行を支払の対象とする支払期日における委託料について、次に規定される減額等の措置を実施するものとする。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
5 未満	減額等の措置なし
5 以上 10 未満	20%の減額
10 以上	支払停止

- イ 上記アに従い実施される累積ペナルティポイントの加算は、四半期毎になされるものとし、複数の四半期にわたって改善されない同一の改善点についても、新しい四半期においては、再び 0 から加算するものとする。

(5) 契約の解除

累積ペナルティポイントが 10 以上の場合、支払停止とする。また、翌期の委託料の支払期間における累積ペナルティポイントが 5 以上であれば、契約を解除することができる。